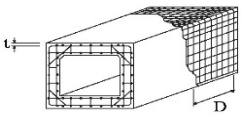
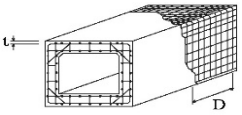


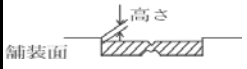

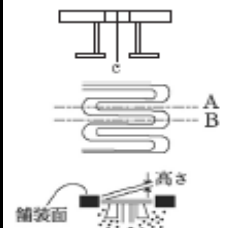
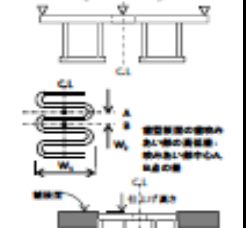
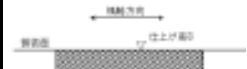
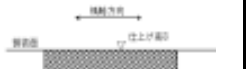
土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）					改正（令和元年7月）					改定理由		
土木工事施工管理基準					土木工事施工管理基準							
7. その他					7. その他					国に準拠して改正		
					(2) 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難い場合は、監督員と協議しなければならない。							
出来形管理基準及び規格値					出来形管理基準及び規格値							
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】					国に準拠して改正		
章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第7節 地盤改良工	2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌		83	第7節 地盤改良工	2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌		83			
		高圧噴射攪拌		〃			高圧噴射攪拌		〃			
		スラリー攪拌		〃			スラリー攪拌		〃			
		生石灰パイル		〃			生石灰パイル		〃			
								中層混合処理		84		
【第3編 土木工事共通編】					【第3編 土木工事共通編】					改正に伴う移動		
章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		84	第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		84			
		鋼矢板		〃			鋼矢板		〃			
		アンカー工		〃			アンカー工		〃			
		連結ブロック張工		〃			連結ブロック張工		〃			
		締切盛土		〃			締切盛土		85			
		中詰盛土		〃			中詰盛土		〃			
【第10編 道路編】					【第10編 道路編】					誤記の修正		
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁			
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-12-11現場塗装工	95	第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	62			
第9節 歩道橋（側道橋）本体工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	63	第9節 歩道橋（側道橋）本体工	4-9-3 既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	63			
	4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	64		4-9-4 場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	64			
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型		第10編3-8-9 橋脚フーチング工		135	4-9-5 橋脚フーチング工	I型			第10編3-8-9 橋脚フーチング工	135
		T型		第10編3-8-9 橋脚フーチング工		〃		T型			第10編3-8-9 橋脚フーチング工	〃
4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工			第3編2-13-3 架設工（鋼橋）	96	4-9-6 歩道橋（側道橋）架設工			第3編2-13-3 架設工（鋼橋）	96			
4-9-7 現場塗装工			第3編2-12-11現場塗装工	95	4-9-7 現場塗装工			第3編2-3-31現場塗装工	62			

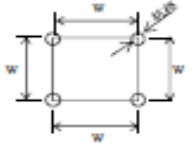

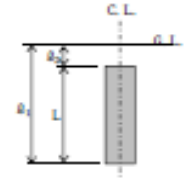
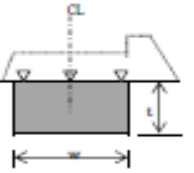
土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由				
単位：mm										単位：mm														
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	概要
1	3	7	4		組立て		平均間隔 d	±φ	d = D / n - 1 D : n 本間の延長 n : 10本程度とする		出来形管理基準-51	1	3	7	4		組立て		平均間隔 d	±φ	d = D / n - 1 D : n 本間の延長 n : 10本程度とする		出来形管理基準-51	基準類の改定に伴う修正
							かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。										かぶり t	±φかつ 最小かぶり以上	φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。			

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	概要	改定理由
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-58	3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-58	国に準拠して改正
						表面の凹凸	3															
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2															
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の3点。		出来形管理基準-59	3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		出来形管理基準-59	国に準拠して改正
						高さ 車線方向各点誤差の相対差	3															
						表面の凹凸	3															
						歯形板面の歯咬み合い部の高低差	2															
						歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2															
						歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5															
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2															
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-59	3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-59	国に準拠して改正
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+2															
3	2	3	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了後に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たさない場合は10㎡ごとに1点とする。		出来形管理基準-62	3	2	3	31	現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	各層塗装終了後に測定。 1 ロットの大きさは500㎡とする。 1 ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たさない場合は10㎡ごとに1点とする。		最新の運用により改定		

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由		
単位：mm										単位：mm												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9 固 結 工		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所 100本以下は2箇所測定 1箇所は4本測定		出来形管理 基準-83	3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9 固 結 工	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	100本に1箇所 100本以下は2箇所測定 1箇所は4本測定		出来形管理 基準-83	国に準拠 して改正
						位置・間隔w	D/4以内															
						杭径D	設計値以上															
						深度L	設計値以上										全本数					
											3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9 固 結 工	2	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1箇所、または施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所 1,000m ³ 以下、または施工延長40m（50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。		出来形管理 基準-84	国に準拠 して改正
						施工厚さ t	設計値以上															
						幅 w	設計値以上															
						延長 L	設計値以上															

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由									
単位：mm										単位：mm																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由							
13 港湾・漁港編	1 一般施工	3 共通の工種	8 固化工	1	深層混合処理杭	位置	-	海上施工は改良杭全数	自動位置決め装置またはトランシット及び光波測距儀により測定	様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要	13 港湾・漁港編	1 一般施工	3 共通の工種	8 固化工	1	深層混合処理杭	位置	-	海上施工は改良杭全数	自動位置決め装置またはトランシット及び光波測距儀により測定	様式・出来形1-3-1参照 自動位置決め装置の作動状況が確認されていれば不要		国に準拠して改正						
						鉛直度	-	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定 (引抜きと貫入時)	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	陸上施工は除く							鉛直度	-	改良杭全数 深度方向に2～5m程度毎に測定 (引抜きと貫入時)	トランシット及び傾斜計等により処理機の鉛直度を測定	陸上施工は除く								
						接合	-										接合	-											
						天端高	-0	改良杭全数	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	+；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 ()は陸上							天端高	-0	改良杭全数	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認	+；設計値より浅い（高い）ことをいう。 -；設計値より深い（低い）ことをいう。 ()は陸上								
						先端深度	+0										先端深度	+0											
						固化材吐出货量	-	改良杭全数	流量計等による固化材のm当りの吐出货量を確認								固化材吐出货量	-	改良杭全数	流量計等による固化材のm当りの吐出货量を確認									
						盛上り量	-	改良前、改良後	音響測深機またはレッドにより測定								盛上り量	-	改良前、改良後	レベル、音響測深機またはレッドにより測定									
				2	敷砂均し																								
				3	事前混合処理	延長	-0	施工完了後	スチールテープ、間縄等により測定																				
				天端高		-	測線間隔20m以下 測点間隔陸上部10m以下 測点間隔水中部20m以下	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッドまたは音響測深機等により測定		天端高	-	測線間隔20m以下 測点間隔陸上部10m以下 測点間隔水中部20m以下	陸上部；スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定 水中部；スチールテープ、間縄、レッドまたは音響測深機等により測定																
				天端幅		-				天端幅	-																		
				4	表層固化処理	延長	-0	施工完了後	スチールテープ、間縄等により測定																				
				天端高		-	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定		天端高	-	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下	スチールテープ、レベル、光波測距儀等で測定																
				天端幅		-				天端幅	-																		
				厚さ		-				厚さ	-																		

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由												
単位：mm										単位：mm																						
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由										
13	1	3	17	1	電気防食	取付位置		取付完了後、全数	目視（承諾された図面より確認） 潜水士による	様式・出来形1-12-1参照	13 港湾・漁港編	1	3	17	1	電気防食	取付位置	±20cm※水深の変状等により図面通りに取付が困難な場合は別途協議とする。	取付完了後、全数	目視（承諾された図面より確認） 潜水士による	様式・出来形1-12-1参照	国に準拠して改正										
						電位測定	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV または飽和硫酸銅電極基準；-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定機器による								電位測定	飽和かんこう電極基準；-770mV 海水塩化銀基準；-780mV または飽和硫酸銅電極基準；-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定機器による												
					2	FRPモルタル被覆	取付高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	レベル等により測定	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す	13 港湾・漁港編	1	3	17	2	FRPモルタル被覆	取付高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上	レベル等により測定		測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す	国に準拠して改正								
							3	ベトロラタム被覆	取付高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；監督員の指示による							レベル等により測定		13 港湾・漁港編	1		3		17	3	ベトロラタム被覆	取付高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；監督員の指示による	レベル等により測定	
									4	コンクリート被覆	高さ（被覆範囲）								完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；1打設3箇所以上									レベル等により測定	測定密度における矢板の1打設とは、コンクリートモルタルの配合1回当たりの打設を示す	13 港湾・漁港編	1	3
5	防食塗装	高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；50㎡に1箇所以上	レベル等により測定		13 港湾・漁港編	1			3	17	5	防食塗装	高さ（被覆範囲）		完了後、保護カバーの上端または下端高さ（被覆範囲の確認） 鋼管杭；全数 矢板；50㎡に1箇所以上	レベル等により測定														

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認			
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正			
			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。				○	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合		上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	基準類の改定に伴う修正
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。 またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。 またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			基準類の改定に伴う修正			

土木施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）								改正（令和元年7月）								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
1	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」（「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」）	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		1	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して±15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。		基準類の改定に伴う修正

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認			
2	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	2	ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議のうえ、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	基準類の改定に伴う修正

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認			
2	ガス圧接	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径の異なる場合は細いほうの鉄筋) の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しい垂れ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法以外の場合 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみを修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	○	2	ガス圧接	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる鉄筋の場合は細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方またはいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる鉄筋の場合は細い方の鉄筋) の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法以外の場合 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみを修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 	○	基準類の改定に伴う修正			
																			<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に 対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法の場合 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加工、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に 対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。
9	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。 	○	9	材料	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。 	○	基準類の改定に伴う修正			
																			上水道以外の水 JIS A 5308附属書C	<ul style="list-style-type: none"> 懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上 	○
																			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	<ul style="list-style-type: none"> 塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上 	○

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由
16吹付工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	16吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	その他			練混ぜ水の水質試験	上水道	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	基準類の改定に伴う修正		
			上水道以外の水 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		上水道以外の水 JIS A 5308附属書C			懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	○						
		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	○		回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	○		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○							
施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照		施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取り、キャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照		基準類の改定に伴う修正		
施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工 (桁、床版、高欄等)、擁壁工 (高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		基準類の改定に伴う修正		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）								改正（令和元年7月）								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
17 現場吹付砕工	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	17 現場吹付砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策（土木構造物）実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正		
			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。 必要に応じて試験成績表による確認を行なう。				○	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	基準類の改定に伴う修正
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	必要に応じて試験成績表による確認を行なう。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○			
施工	その他		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 （1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2013, 503-2007）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種についてはミキサーの練混ぜ性能試験の項目を参照		施工	その他		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 （1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 （橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）			基準類の改定に伴う修正	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由	
23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	23 コンクリートダム	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正	
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	基準類の改定に伴う修正	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	スラッジ水の濃度は1回/日	
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。 (橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			基準類の改定に伴う修正
			単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」(「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。					単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して±15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m ³ ～150m ³ ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。		基準類の改定に伴う修正	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由	
24	覆工コンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	24	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。		○	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。		○	基準類の改定に伴う修正	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	必要に応じて試験成績表等による確認を行う。		○			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日		○		
施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリートの品質確保について」 (「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) 」)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。			施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領 (案) 」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して±15kg/m3以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m3/日以上の場合； 2回/日 (午前1回、午後1回) 以上、重要構造物の場合は重要度に応じて、100m3～150m3ごとに1回及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は、175kg/m3、40mmの場合は165kg/m3を基本とする。			基準類の改定に伴う修正	
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。				施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」 (JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。			基準類の改定に伴う修正
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等				施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。			基準類の改定に伴う修正	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
25吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリ骨材反応対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	25吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策 (土木構造物) 実施要領	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	基準類の改定に伴う修正	
		その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○			その他	練混ぜ水の水質試験	上水道及び上水道以外の水の場合 JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l 塩化物イオン良：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7日及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料により確認を行う。	○	基準類の改定に伴う修正	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	必要に応じて試験成績表等による確認を行う。	○					回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 スラッジ水の濃度は1回/日	○		
施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2013, 503-2007) または設計図書の規定により行う。		施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。 (1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験。またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。			基準類の改定に伴う修正
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本) とする。						コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCB F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本) とする。				基準類の改定に伴う修正
34溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		34溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	基準類の改定に伴う修正	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認		
34 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合に許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2		34 溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合に許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	○	基準類の改定に伴う修正	
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接試験片の個数: 各部位につき3	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれ3個の平均)	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○		基準類の改定に伴う修正
			マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準ずる	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。				マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準ずる	欠陥があつてはならない。	試験片の個数: 1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
34 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査18.4.7内部きず検査の規定による	引張側：2個以上 圧縮側：3個以上	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格とする。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		34 溶接工	施工	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格とする。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		○	基準類の改定に伴う修正
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		マクロ試験：すみ肉溶接			JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。		○	基準類の改定に伴う修正	
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm2以上、引張強さは400～500N/mm2、伸びは20%以上とする。 ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		引張試験：スタッド溶接			JIS Z 2241	降伏点は235N/mm2以上、引張強さは400～500N/mm2、伸びは20%以上とする。 ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		○	基準類の改定に伴う修正	
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		曲げ試験：スタッド溶接			JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。		○	基準類の改定に伴う修正	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認					
34 溶接工	施工	必須	突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (浸透写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表-解18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてきる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。		34 溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (浸透写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。 なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。 ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	基準類の改定に伴う修正		
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。					外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。		基準類の改定に伴う修正		
			外観形状検査 (ビード表面のビット)	・目視及びノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		外観形状検査 (ビード表面のビット)				・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。							基準類の改定に伴う修正
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)				・目視及びノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。							
			外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてきる。		外観形状検査 (アンダーカット)	・目視及びノギス等による計測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たす上でのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。				基準類の改定に伴う修正					

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
34 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			34 溶接工	施工	必須	外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚とともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。				
			外観形状検査 (余盛高さ)	・目視及びノギス等による計測	設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。(省略)														
			外観形状検査 (アークスタッド)	・目視及びノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲しなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げで合格とする。 ・スタッドジベルの仕上げ高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。														
53 電気防食	材料	その他	陽極の質量		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総重量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	製造会社の試験		○	53 電気防食	材料	その他	陽極の質量		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし取付総重量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはならない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	製造会社の試験			○	
			陽極板の電流効果率等 (陽極電位、発生電流)		90%以上	製造会社の試験		○				陽極性能		陽極電位 (閉路電位) -1.050mV以下 (vs飽和甘こう電極 (SCE)) 発生電流量 2,600A・h/kg以上	製造会社の試験			○	基準類の改定に伴う修正

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (平成30年10月)								改正 (令和元年7月)								改定理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認					
									57 中層混合処理※全面改良の場合に適用、混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水量試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。							
																				土の湿潤密度試験	JIS G 0191		
																						テーブルフロー試験	JIS R 5201
																						土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216
											その他		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。							
																					土の粒度試験	JIS A 1204	
																					土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	
																					土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	
																					土の圧密試験	JIS A 1217	
																					土懸濁液のpH試験	JGS 0211	
														土の強熱減量試験	JGS 0221	有機質土の場合は必要に応じて実施する。							
										施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回の割合で行う。試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続された改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督員との協議による。 2.ボーリング等により供試体を採取する。							
														土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回の割合で行う。試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。現場の条件、規模等によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督員との協議による。					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）	改正（令和元年7月）	改定理由
<p align="center">写真管理基準</p>	<p align="center">写真管理基準</p>	
<p>(適用範囲) 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7の(1)に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適する。</p>	<p>(適用範囲) 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7の(1)に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）（国土交通省）」による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
<p>(工事写真の撮影基準) 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1) 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表で示すものとする。 (2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p>(工事写真の撮影基準) 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1) 撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表で示すものとする。 (2) 撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に規定する写真情報（写真管理項目－施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
	<p>(写真の編集等) 5. 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（国土交通省）」に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
<p>(写真の色彩) 5. 写真はカラーとする。 (写真の大きさ) 6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとしてとることができる。 (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真（つなぎ写真可）とすることができる。 (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。 (工事写真帳の大きさ) 7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。</p>	<p>(撮影の仕様) 6. 写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。 (1) 写真はカラーとする。 (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。 (100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度) 映像と読み替える場合は、以下も追加する。 (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。 (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
<p>(工事写真の提出部数及び形式) 8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。 (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。 (2) 原本としては、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。 (工事写真の整理方法) 9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。 (1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス・プリントとともに提出する。 (2) 工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。 なお、提出頻度とは請負者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。 (3) 電子媒体での提出で、監督員の承諾があれば工事写真帳の提出を省略できる。 (電子媒体に記録する工事写真) 10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準（案）」によるものとする。</p>	<p>(整理提出) 7. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）（国土交通省）」による。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
<p>(留意事項等) 11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。 (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員の承諾を得るものとする。</p>	<p>(留意事項等) 8. 撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削除するものとする。 (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。 (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。</p>	<p>国に準拠して改正</p>
<p>(その他) 12. 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所を示すもので、監督員の承諾した箇所をいう。 (2) 適宜提出とは、監督員が指示した箇所を提出することをいう。 (3) 提出頻度の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。</p>	<p>(その他) 9. 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」の写真管理項目にある「提出頻度写真」に該当しないことをいう。</p>	<p>国に準拠して改正</p>

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）										改正（令和元年7月）										改定理由
品質管理写真撮影箇所一覧表										品質管理写真撮影箇所一覧表										
番号		工種	写真管理項目			摘要	番号		工種	写真管理項目			摘要							
			撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度					撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								
							57		中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]	不要		国に準拠して改正						
										土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]									
出来形管理写真撮影箇所一覧表										出来形管理写真撮影箇所一覧表										改定理由
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度		
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	写真管理基準-37	3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所につき1回 [打込後]	代表箇所 各1枚	写真管理基準-37	国に準拠して改正
						深度									深度	1施工箇所につき1回 [打込前後]				
										3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1回、または施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1回 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後]	代表箇所 各1枚	写真管理基準-37	国に準拠して改正

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）	改正（令和元年7月）	改定理由																																										
盛土材料取扱基準	盛土材料取扱基準																																											
2. 用語の定義 5) 再生盛土材 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材を再生処理工場で破砕した製品をいう。	2. 用語の定義 5) 再生材（再生盛土材、再生基礎裏込材） 再生材とは、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材を再生処理工場で破砕した製品をいう。	最新の運用により改正																																										
3. 材料の品質規格	3. 材料の品質規格 4) 再生基礎裏込材 再生基礎裏込材は、土木工事共通仕様書第2編2-2-8その他の砂利、碎石、砂等第5項（同第2編2-3-3アスファルト舗装用骨材第1項）の規定に適合しなければならない。	最新の運用により改正																																										
5. 材料の検査 (3) 土質試験内容 材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとするし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。	5. 材料の検査 (3) 土質試験内容 材料の品質を検査するため、次の土質試験により実施するものとするし、調査に要する費用は申請者が負担するものとする。	基準類の改定に伴う修正																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">試験方法</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土の含水比試験</td> <td style="text-align: center;">JISA1203</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の粒度試験</td> <td style="text-align: center;">JISA1204</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の液性・塑性限界試験</td> <td style="text-align: center;">JISA1205</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の締固め試験</td> <td style="text-align: center;">JISA1210</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変状土 C B R 試験</td> <td style="text-align: center;">JISA1211</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験</td> <td style="text-align: center;">(KODANA1202)</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	備考	土の含水比試験	JISA1203	3 試料又は 6 試料	土の粒度試験	JISA1204	3 試料又は 6 試料	土の液性・塑性限界試験	JISA1205	3 試料又は 6 試料	土の締固め試験	JISA1210	3 試料又は 6 試料	変状土 C B R 試験	JISA1211	3 試料又は 6 試料	土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験	(KODANA1202)	3 試料又は 6 試料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験項目</th> <th style="text-align: center;">試験方法</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">土の含水比試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1203</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の粒度試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1204</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の液性・塑性限界試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1205</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土の締固め試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1210</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">変状土 C B R 試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1211</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">粗骨材の密度及び吸水率試験</td> <td style="text-align: center;">JIS A 1110</td> <td style="text-align: center;">3 試料又は 6 試料 粒径37.5～75mmで実施</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	備考	土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料	土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料	土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料	土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料	変状土 C B R 試験	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料	粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	3 試料又は 6 試料 粒径37.5～75mmで実施	
試験項目	試験方法	備考																																										
土の含水比試験	JISA1203	3 試料又は 6 試料																																										
土の粒度試験	JISA1204	3 試料又は 6 試料																																										
土の液性・塑性限界試験	JISA1205	3 試料又は 6 試料																																										
土の締固め試験	JISA1210	3 試料又は 6 試料																																										
変状土 C B R 試験	JISA1211	3 試料又は 6 試料																																										
土粒子の比重、レキのカサ比重及びレキの吸水量試験	(KODANA1202)	3 試料又は 6 試料																																										
試験項目	試験方法	備考																																										
土の含水比試験	JIS A 1203	3 試料又は 6 試料																																										
土の粒度試験	JIS A 1204	3 試料又は 6 試料																																										
土の液性・塑性限界試験	JIS A 1205	3 試料又は 6 試料																																										
土の締固め試験	JIS A 1210	3 試料又は 6 試料																																										
変状土 C B R 試験	JIS A 1211	3 試料又は 6 試料																																										
粗骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1110	3 試料又は 6 試料 粒径37.5～75mmで実施																																										

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（平成30年10月）		改正（令和元年7月）		改定理由
施工管理基準に基づく様式一覧表		施工管理基準に基づく様式一覧表		
		以下の様式は参考様式として示すものであり、国土交通省様式を準用してもよい。		最新の運用により改正
様式番号	品名	様式番号	品名	
（出来形管理）		（出来形管理）		
2	出来形管理表（表紙）	2	出来形管理表（表紙）	
2-1	出来形管理表・測定結果一覧表	2-1	出来形管理表・測定結果一覧表	
2-2	測定結果一覧表	2-2	測定結果一覧表	
3	出来形管理表（図表）	3	出来形管理表（図表）	
4	度数表	4	度数表	
16	鉄筋（ロックボルト工）挿入確認記録表	16	鉄筋（ロックボルト工）挿入確認記録表	
（品質管理）		（品質管理）		
5	品質管理表（表紙）	5	品質管理表（表紙）	
6	調査結果総括表	6	調査結果総括表	
7-1	現場密度測定試験（現場における土の置換法による単位体積重量の測定）	7-1	現場密度測定試験（現場における土の置換法による単位体積重量の測定）	
7-2	現場密度測定試験（突砂法）	7-2	現場密度測定試験（突砂法）	
8	道路の平板載荷試験（JIS A 1215）	8	道路の平板載荷試験（JIS A 1215）	
9	ブルーフローリング試験	9	ブルーフローリング試験	
10-1	現場における土の乾燥単位体積重量測定用紙	10-1	現場における土の乾燥単位体積重量測定用紙	
10-2	下層路盤用クラッシャーランの粒径加積曲線図	10-2	下層路盤用クラッシャーランの粒径加積曲線図	
10-3	上層路盤用粒調砕石の粒径加積曲線図	10-3	上層路盤用粒調砕石の粒径加積曲線図	
11-1	アスファルト合材の管理試験	11-1	アスファルト合材の管理試験	
11-2	基準密度測定表	11-2	基準密度測定表	
11-3	配合設計決定表	11-3	配合設計決定表	
12	アスファルトの抽出試験（ソックレー法）	12	アスファルトの抽出試験（ソックレー法）	
13	密度及び厚さの測定表	13	密度及び厚さの測定表	
14	まだ固まらないコンクリートの洗い分析試験	14	まだ固まらないコンクリートの洗い分析試験	
（品質管理データシート）		（品質管理データシート）		
15-1	x-R管理データシート（1）	15-1	x-R管理データシート（1）	
15-2	x-R管理データシート（1）の2	15-2	x-R管理データシート（1）の2	
15-3	x-R管理管理図	15-3	x-R管理管理図	
15-4	x-Rs-Rm管理データシート	15-4	x-Rs-Rm管理データシート	
15-5	x-Rs-Rm管理データシート	15-5	x-Rs-Rm管理データシート	
15-6	x-Rs-Rm管理データシート	15-6	x-Rs-Rm管理データシート	